

## 第 44 回 市民まちづくり連続講座 in 明石

# 検証 / 市民参画条例施行 14 年目迎え、揺れる「参画手続き」

明石市が 2010 年 4 月に自治基本条例を施行して、最初に検討委員会を設置し 1 年後に施行した手続き条例が市民参画条例です。自治基本条例が定めた手続き条例は 3 つあります。協働のまちづくり推進条例は 5 年後の 2016 年 4 月に施行されましたが、住民投票条例は今もまだ制定されていません。

自治基本条例が「自治の基本原則」と明記した「市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」のうち最も重要な市民参画がこの 14 年間、さまざまな形で揺れ動いてきました。「市民は自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する」（自治基本条例第 5 条）はずなのに、実態はそうならない危惧です。

市民まちづくり連続講座 44 回目は、この 13 年間「自治基本条例を尊重する」あるいは「遵守する」と明言してきた市長の下で、市民参画の手続きがどのように形骸化しているのか検証します。この問題を市政の最重要課題として一貫して取り組んできた市民自治あかしから問題提起し、幅広い視野から意見交換します。多数のご来場をお待ちします。

### 第 44 回市民まちづくり連続講座 in 明石

日 時 2024 年 5 月 18 日 (土) 午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

会 場 ウィズあかし 市民活動支援センター・フリースペース (明石駅前アスパ明石 8 階)

テーマ 検証 / 市民参画条例施行 14 年目迎え、揺れる「参画手続き」

2011 年 4 月施行後、一貫して形骸化が進む背景と現状の課題を探る

※無料 ※事前申し込み不要。どなたでも参加できます。会場に直接お越しください。

## 強権的な市政運営の裏で進んだ市民参画運用の空洞化は、変わったか？

明石市が自治基本条例を施行し市民参画条例がスタートしたこの 13 年間は、その大半を泉房穂・前市長が舵取りをしてきた。12 年間の泉市政については、市民自治あかしがその手法について繰り返し検証してきたように、個別政策は良くてもトップダウン型の、時には強権的なリーダーシップの中で「市民の市政への参画」という最も重要なプロセスが軽視されてきたことに最大の問題点があった。建て前としては「市民が主役であり、市民の意見に基づく市政」を語るが、重要な政策推進のプロセスで市民参画条例に定めた具体的な参画手続きが軽視されることが多かった。

いま着工寸前の段階になっている新庁舎建設計画はその最たるものであり、2022 年 3 月に議決された「SDGs 推進計画」と題した第 6 次長期総合計画も、コロナ禍の中での策定作業だったとは

いえ、再三にわたる市民参画手続きを遵守するよう訴えたにもかかわらず、市民参画手続きは形ばかりのままに終わった。

極め付きは、市民参画手続きの運用をチェックする“お目付け役”である市民参画推進会議を 2022 年まで 5 年間にわたって設置（委嘱）しなかったことである。市民参画手続きの大半はパブリックコメントと呼ぶ意見公募に拠ることが多いが、手続きの運用面では慣行的に形式的な運用にとどまっており、実態は「市民参画」に程遠い。5 年ぶりに発足した市民参画推進会議からその運用姿勢に対して職員研修をはじめとした改善を求める意見書が出されたばかりだ。

こうした欠陥を是正し「ボトムアップ」型の市民参画の市政を掲げた丸谷市政も、この 1 年間で市民参画に関わる問題点を噴出させている。

回	日 時	テーマと内容	会 場
45	6月23日(日)	丸谷聡子市政この1年間の検証	ウイズあかし 8F 市民活動センタ
—	7月28日(日)	トークサロン・草の根の市民自治 (市民自治あかし総会)	ウイズあかし 8F 市民活動センタ

中崎緑地への  
消防分署移転

## 基本設計概要案で4階建てへ、建設費も2億余増加

### 中崎緑地への無理な移転 しわ寄せ次々

5月7日まで  
パブコメ中

中崎緑地の一部を公園区域から除外して中崎消防分署を移転・建て替える計画について、明石市は4月8日、基本設計概要案を公表し、5月7日までの日程でパブリックコメントの募集を行っています。

同建設計画は昨年3月に基本計画の改定版を発表後、中崎緑地の松林を守る会が「中崎緑地の保全」を求めて計画を変更するよう求めた要望書を丸谷市長に提出。その後も「立地条件や敷地の形状に無理があり、消防分署の建設地としては不適切」と具体的な問題点を指摘してきました。今回発表された基本設計概要案では市民側が指摘した通り、基本計画案では前面の国道28号線の通行を止めてハシゴ車などの大型車両の車庫入れすることになっていたのが国道管理者から認められなかったため、車庫前の転回スペースを拡張するなど計画を大幅に変更しています。

しかし、もともと無理な立地条件であることから以下に述べる数々の問題点を内包したまま、計画を進めようとしています。

#### 面積不足と敷地の形状から分署に不適切

国道28号に南面し、北側は一段高い公園内の市道という立地条件と、大型車含め8台の緊急車の分署には狭い敷地。そんな条件から、車長11mのハシゴ車が転回して入庫する車庫前スペースを広げたため、当初計画の3階建てから4階建てに変更された。建設費も2億円余増えて16億5000万円に。

#### 西側の南北スロープ歩道を廃止

勤労福祉会館前から中崎緑地中央の東西市道を経て国道北側歩道を結ぶ南北スロープ歩道が、分署の訓練場確保のために廃止される。分署東側の市民会館前の横断歩道に至る南北通路も廃止されようとしたが、3月議会で地元の辰巳議員が通路存続を強く求めたことから、ここは設計変更して残したようだ。しかし、観光道路方面から整備された西側歩道の廃止は、今後問題化しそうだ。

#### 拡張余地なし、大型車両増加の対応は不可能

前後左右への敷地の拡張ができず、敷地内も目いっぱいのため、今後予想される大型はしご車などの増車に対応できない。

#### 高さ17mの北側壁面が市道と緑地を圧迫、歩道もなし

敷地北側ぎりぎりに高さ17m余のビルを建てるために公園内の市道に歩道も確保できず、公園や緑地帯に日照障害をもたらす。また、東西43mにおよぶ分署ビルが新庁舎からの眺望を妨げ、中崎緑地方面からの市役所新庁舎への視界を遮る。

中崎緑地の緑の景観破壊と歴史的な城下町遺構の保全に市の公共建築物が水を差し、後世に悔いを残す。

#### 16日に市民参画推進会議に諮問 消防分署計画の市民参画提案再検討の申立て

中崎緑地の松林を守る会が市民22名の署名を添えて提出していた「中崎分署計画の市民参画手続き」の履行を求めた市民参画提案が「政策提案には該当しない」と“門前払い”されたことで、不服と再検討を申し立てていましたが、市民参画条例に基づき市長は5月16日に市民参画推進会議を招集し、申し立てを諮問することになりました。

提案に対する市長の決定通知書の内容は「明らかに条例の読み誤りであり、政策提案の対象事項を狭く解釈して市民の市政への参画の範囲を狭く閉じ込めようとしている」ほか、事実誤謬と市民参画条例の理解の欠如を露呈していると指摘しています。

市民参画条例に基づく「政策提案」は同条例19条に規定されている通り、再検討の求めがあったときは市民参画推進会議に諮問し、その答申を尊重したうえで市長は決定を再検討することが求められています。政策提案は条例施行後3件目。再検討の申し立てと同会議への諮問は初めて。

16日の同推進会議は午後1時30分から市議会2階の大会議室で公開開催され傍聴できます。